

多摩島しょ移住・定住促進つながりネットワーク 規約

令和4年12月9日 4総行振第1148号

(名 称)

第1条 本会は、「多摩島しょ移住・定住促進つながりネットワーク」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、都、市町村、民間企業及び関係団体等の多様なステークホルダーの参画及び官民連携により、多摩島しょ地域への移住・定住及び交流を促進するためのネットワークを構築することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多摩島しょ地域への移住・定住及び交流の促進に係る情報共有に関すること。
- (2) 会員間の先導的取組の情報共有及び相互啓発、連携強化に関すること。
- (3) その他多摩島しょ地域への移住・定住及び交流の促進に必要な事項に関すること。

(会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、本規約を順守する自治体会員及び一般会員をもって構成する。

2 自治体会員は、多摩島しょ移住・定住促進連絡会議設置要綱（4総行振第194号）にて定める委員が所属する都及び市町村とする。

3 一般会員は、民間企業及び団体等とする。ただし、次に掲げる場合に該当する民間企業及び団体等を除く。

- (1) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月東京都条例第54号）の基本理念に照らし、会員となることが不適當であると認められるとき。
- (2) その他第2条の目的に照らし、会員となることが不適當であると認められるとき。

(入 会)

第5条 本会に新たに参加しようとする民間企業及び団体等は、入会申込書（別記様式）を事務局に提出し、都の承認を受けなければならない。

(退 会)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、都の承認をもって会員の資格を喪失する。

- (1) 書面により退会を申し出たとき。
- (2) 会員が解散又は営業を停止したとき。
- (3) 第4条第3項各号いずれかに該当することが認められたとき。
- (4) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき。

(会 長)

第7条 本会には、会長を1名置く。

- 2 会長は、東京都総務局多摩島しょ振興担当部長とする。
- 3 会長は、多摩島しょ移住・定住促進つながりネットワークを総括する。
- 4 会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、会長代行を互選し、職務を代行する。

(会 議)

第8条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会員は、代理者を出席させることができる。

(事務局)

第9条 本会に、事務を処理するための事務局を東京都総務局行政部振興企画課に置く。

(実施期間)

第10条 本会は令和4年12月9日から令和8年3月31日までを実施期間とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項については、東京都総務局行政部振興企画課が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年12月9日から施行する。